

ご存じ
ですか?

個人情報を事業に活用する すべての事業者に 個人情報保護法が 適用されます。

平成27年9月に個人情報保護法が改正されました。

これにより、平成27年9月9日(公布日)から2年以内の政令で定める日以降は、顧客や従業員の個人情報(氏名、電話番号、住所等)を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用しているすべての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

準備を
始めましょう!

もうすぐですね!



個人情報を取り扱う際の 注意点を確認しましょう。

さらに具体的なルール
は、今後、個人情報保護
委員会が定めるガイド
ラインをご確認ください。

個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。
また、特定した目的は、本人に通知、又は公表する必要があります。

情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要があります。

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、 原則として、あらかじめ本人の同意を得ること*

例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合等の一定の場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に渡すことができます。

本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、 利用停止等すること*

個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

* 個人情報を名簿化した際に必要となるルールです。

具体的な施行日や
ガイドラインは、
委員会のホームページ等
で公表されます!

